

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および「次世代育成支援対策推進法」に基づき、女性職員の活躍を推進するとともに、職員全体が仕事と生活の両立を図り、働きやすい雇用環境を整備するための行動計画を以下のとおり策定しております。

1. 女性活躍推進法に基づく行動計画

計画期間	2022年(令和4年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日までの3年間
目標	女性労働者(※)の平均勤続年数を現在の7.4年より2年以上伸ばす
取組内容	①利用できる両立支援制度(2021年8月導入の子育て支援制度等)や時差勤務(2020年8月に時差勤務区分を拡充)について、労働者・管理者に再周知する。 ②年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

(※)2020年度末(2021年3月31日)時点で55歳以上の女性労働者の平均勤続年数が長く、女性労働者全体の平均勤続年数への影響度合いが大きいため、55歳未満の女性労働者を対象とした。

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

計画期間	2024年(令和6年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日までの2年間
目標	働き方改革を促進する施策の実施
取組内容	①時差勤務の推奨。 ②年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

以 上